

# 新公立病院改革ガイドライン

# 完全解説

## 公立病院はなくなってしまうのか!?

2015年3月に厚生労働省から「地域医療構想ガイドライン」、総務省より「新公立病院改革ガイドライン」が策定された。これらにより、地域医療再編は本格的に動き出す。医療のあり方はどう変わり、その時、労働組合がすべきことは何か？ 今号から衛生医療評議会より前編・後編と2回にわたりガイドラインの解説を掲載する。次号では自治労組織内議員のえさきたかしと衛生医療評議会の対談を予定。

13万人の自治労衛生医療評議会組合員とともに、自治労がこの改革をどう乗り切るのかは、医療を享受する住民の側から、その存在意義が問われていると言っても過言ではありません。

### 新ガイドライン策定に関するこの間の経過(図1)

総務省は、2007年度に通知した「公立病院改革ガイドライン」(以下、旧ガイドラインとする)に引き続いて、2014年度末に「新たな公立病院改革ガイドライン」(以下、新ガイドラインとする)を通知しました。この改革は少子・高齢化社会の到来を見据えた社会情勢の変化の中で公的医療と公的病院のあり方を問う内容となっています。

医療は人員・人材を必要とする典型的な産業であり、持続可能な医療提供体制を確立するために必要なものは「働き続けられる労働環境整備」です。

2013年8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議最終報告書では、医療・介護サービスの提供体制改革のポイントとして「病床機能報告制度の導入と地域医療ビジョンの策定」が掲げられています。その内容は、①医療機能に係る情報の都道府県への報告制度(病床機能報告制度)を早急に導入、②報告制度により把握される地域ごとの医療機能の現状や、地域の将来的な医療ニーズの客観的データに基づく見直しを踏まえ、

その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとに医療の必要量を示す地域医療構想ビジョンを都道府県が策定、③地域医療ビジョン実現に向けては、病床の適切な区分を始めとする実効的な手法が必要、④地域医療構想は、次期医療計画の策定期間である2018年度を待たずに速やかに策定し、直ちに実行することが望ましい、その具体的なあり方については、国と都道府県とが十分協議する必要がある、というものです。これらを実効あるものにするため、2014年6月に「医療介護総合確保推進法(以下、「推進法」とする)が成立しています。

総務省はこれを踏まえ、2015年3月に「新ガイドライン」を各都道府県に通知しました。新ガイドラインの方向性は、「推進法」に規定されている地域医療構想の実現にむけた取り組みと連携する事項などを盛り込み、地方公共団体に對

して新公立病院改革プランの策定を要請する中身となっています。策定期間は2015年度または2016年度、プランの期間は策定年度より2020年度を標準とし、プランの内容は前ガイドラインの3つの視点(再編・ネットワーク化、経営の効率化、経営形態の見直し)に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点からなっています。

### 少子・高齢化、人口減少社会で変化する医療のあり方

急速に進展する高齢化、人口減少へ向け、地域医療再編が正念場を迎えています。時代の要請の中で病院はどう変化していくのか、その時に労働組合は、自治労は何をすべきかを見据えなければなりません。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳とな





●図4 新公立病院改革プラン

